

大和市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例逐条解説

(この条例の趣旨)

第1条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関しては、この条例の定めるところによる。

【趣旨】

・第1条は、条例が制定された趣旨を明確にしている。

【解説】

・ここでいう「財産」とは、地方自治法第238条の5第1項に規定されている「普通財産」を言うものである。

(普通財産の交換)

第2条 普通財産は、次の各号の1に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の6分の1をこえるときは、この限りでない。

(1) 本市において、公用または公共用に供するため、他人の所有する財産を必要とするとき。

(2) 国または他の地方公共団体その他公共団体において、公用または公共用に供するため、本市の普通財産を必要とするとき。

2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

【趣旨】

・第2条は、普通財産の交換ができる場合を明確にしている。

【解説】

・ここでいう「公的団体」とは、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、土地区画整理組合、独立行政法人等をいう。

・第2項は等価交換の原則を明確にしている。

(普通財産の譲与または減額譲渡)

第3条 普通財産は、次の各号の1に該当する場合において、それぞれ当該各号に掲げるものにこれを譲与し、または時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体において、公用または公共用に供するため必要な場合 当該他の地方公共団体その他公共団体

(2) 公用または公共用に供する公有財産のうち、寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を処分する場合 その寄附者またはその相続人その他の包括承継人

2 普通財産は、次の各号の1に該当するときは、当該各号に定める額が当該財産の時価より高い場合には無償で、低い場合にはその差額以上の金額で譲渡することができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体において、維持および保存の費用を負担した公用または公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を当該他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき その負担した費用の額

(2) 公用または公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を当該寄附者またはその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき 寄附を受けた財産の価額に相当する金額

【趣旨】

- ・第3条は、普通財産の譲与（無償譲渡）及び減額譲渡できる場合を明確にしている。

(普通財産の無償貸与または減額貸付)

第4条 普通財産は、次の各号の1に該当するときは、これを無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するとき。

(2) 地震・火災・水害等の災害により、普通財産の貸付けを受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。

【趣旨】

- ・第4条は、普通財産の無償貸与または減額貸付できる場合を明確にしている。

(物品の交換)

第5条 物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、物品を本市以外の者が所有する同一種類の動産と交換することができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

【趣旨】

- ・第5条は、物品の交換できる場合を明確にしている。

【解説】

- ・第2項は等価交換の原則を明確にしている。

(物品の譲与または減額譲渡)

第6条 物品は、次の各号の1に該当する場合において、それぞれ当該各号に掲げるものにこれを譲与し、または時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体または私人において、公益上の必要がある場合 当該他の地方公共団体その他公共団体または私人

(2) 公用または公共用に供するため寄附を受けた物品または工作物のうち、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた物品を処分する場合 当該物品または工作物の寄附者またはその相続人その他の包括承継人

【趣旨】

- ・第6条は、物品の譲与または減額譲渡できる場合を明確にしている。

(物品の無償貸付または減額貸付)

第7条 物品は、公益上必要があるときは、他の地方公共団体その他公共団体または私人に無償または時価よりも低い価格で貸し付けることができる。

【趣旨】

- ・第7条は、物品を無償貸付または減額貸付できることを明確にしている。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

- ・第 8 条は、規則への委任を明確にしている。

附 則

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

【解説】

- ・本条例の施行は、昭和 39 年 4 月 1 日とする。